

## 【高齢者の生きがい】

東海社会福祉科学研究所  
大北 秀雄

### 2 高齢者の生き方

#### (2) 高齢者の状況

――続き――

##### 1 「税金の滞納と自己破産」

税金の滞納あった場合、国・地方公共団体は裁判所の判決などなしに財産の差し押さえができます。

給料はその人の最低限必要な額は差し押さえが禁止されています（これを超える部分は認められています。）。

預金の差し押さえは認められています。考え方によっては振り込まれてものを差し押さえすることが可能ということも考えられます。

税金は、破産しても非免責債権として扱われます。

##### 2 「自己破産」

自己破産という言葉は、「社会人失格、大人失格」のようなとても悪いのイメージがありますが自己破産は国が法律で認められているもので、人生を再生するための制度です。現実には、経済的破綻におちいった多くの人々がこの制度で再生しています。

自己破産は、大きくなりすぎて処理できなくなった債務をクリアし、もう一度やり直す為の権利です。

自己破産とは、債務者（借金をした人）が借金により経済的に破綻してしまい、債務者がいかなる経済的活動をしても借金の返済は不可能と裁判所が認め、免責不許可事由がない場合に、借金の支払義務を免除（借金をゼロに）する法律です。

「破産法」は大正 11（1922）年に制定され、平成 17（2005）年 1 月 1 日の「新破産法」の改正により、「自己破産制度」は利用しやすくなり、自己破産をした人が“ゼロ”から再スタートをする制度です。

債務者自らが裁判所に破産申し立てを行うことを一般的に「自己破産」と呼んでいます。自己破産は生活するために必要最低限の財産以外は換価され、失います。

債務整理には、任意整理、特定調停、個人民事再生手続き、自己破産があり、自己破産は最終手段となります。

自己破産の手続きに費用が多くかかることがありますので、自己破産を考えている方は、自分自身で自己破産の知識を身につけ、弁護士等に依頼するのが

よい方法です。

自己破産が成立するということは、借金がゼロになるということであり、裁判所に返済不可能と認められただけでは、自己破産つまり借金はゼロにはなりません。

裁判所に返済不可能と認めてもらうことを「破産手続開始決定（従来の破産宣告）」といい、その後、「免責許可の決定」が確定して、債務の支払い義務が免除され、自己破産が成立（借金がゼロ）します。

ただし、税金、国民保険、公共料金、交通事故等の損害賠償金などの債務は自己破産の対象になりません。（借金として残り続けます。）

2011年時点では「破産手続開始決定」が決定されれば、約90%程度の確立では「免責許可の決定」が確定して、自己破産が成立しています。